

東村山市保健福祉協議会及び各推進部会の会議公開に関する取扱要領

(平成13年6月5日決定)

第1 趣旨

この要領は、東村山市保健福祉協議会及び各推進部会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開

会議は、これを公開する。ただし、委員の過半数により会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

第3 会議開催の事前公表

会議の開催は、必要と認める場合には事前公表するものとする。

第4 傍聴の対象者

- 1 会議を傍聴することができる者は、東村山市に在住又は在勤する者とする。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長又は部会長の許可を受けなければならない。

第5 傍聴人の員数

傍聴人の員数は、10人以内とする。ただし、会長又は部会長が必要と認めるときは、これを制限することができる。

第6 傍聴人の受付等

- 1 傍聴を希望する者は、受付において自己の住所・氏名を明記し、係員の指示に従って着席しなければならない。
- 2 傍聴希望者が10人を超えるときは、先着順とする。

第7 傍聴することができない者

次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、無線機類を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯し

ている者

- (5) 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（事前に会長又は部会長の許可を受けた者を除く。）
- (6) 酒気を帯びている者
- (7) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第8 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場における写真撮影、録画及び録音はしないこと。ただし、事前に会長の許可を受けた場合を除く。
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の障害となる行為をしないこと。

第9 傍聴人の退場

傍聴人が第8の規定に違反していると認められる場合は、会長及び部会長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

第10 適用

この要領は、平成13年6月6日から適用する。